

宇都宮市 環境学習 基本指針



は じ め に



宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野、そして、鬼怒川、田川、姿川などの清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきました。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市・生活型公害が顕在化しています。

また、資源やエネルギーを大量に消費するライフスタイルの定着により、温暖化やオゾン層の破壊など、地球的規模での環境問題が広がりをみせ、人類を含むすべての生物の生活基盤そのものを脅かすに至っています。

このような環境問題の解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが何よりも必要となってきました。

こうしたことを踏まえ、本市では、平成13年9月に「宇都宮市環境基本条例」を制定し、平成15年2月には「宇都宮市環境基本計画」を策定いたしました。

その中で、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市」の実現を目指し、その重要施策の一つとして環境教育・環境学習の推進を位置付けたところです。

この「宇都宮市環境学習基本指針」は、市民の皆様一人ひとりが主体的に学び、自ら環境に配慮した行動に取り組んでいくことができるよう、本市における環境学習のあり方、方向性を明らかにするとともに、環境学習を総合的、体系的に推進するための仕組みづくりにつきましても示しております。

今後、本市では、この指針に基づいて、「市民一人ひとりが環境を大切にする人づくり」に資する施策を着実に推進してまいります。市民や学校、事業者の皆様におかれましても、パートナーシップを形成しながら、環境学習や環境保全活動に積極的に取り組まれることを大いに期待するものであります。

結びに、この指針の策定に当たり、熱心にご協議をいただきました宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に関心から感謝申し上げます。

平成15年3月

宇都宮市長 **福田 富一**

宇都宮市環境学習基本指針

C O N T E N T S

第1章 環境学習基本指針策定の意義	2
1.環境学習の必要性	2
2.環境学習基本指針の策定にあたって	4
3.環境学習の基本的な考え方	6
4.国及び栃木県における環境学習の動向	8
第2章 環境学習の現状と課題	11
1.市民、学校、事業者における現状	11
2.行政における現状	17
3.課 題	19
第3章 環境学習の目標と主体別の役割	20
1.環境学習の目標	20
2.各主体の役割と取組の方向性	22
第4章 環境学習推進施策	32
1.環境情報の整備と提供	34
2.環境リーダー等人材育成の推進	34
3.環境学習の場と機会の提供	35
第5章 環境学習の総合的な推進	37
1.パートナーシップによる環境学習の推進	37
2.環境学習センターの機能強化	38
第6章 推進体制	40
1.推進のための体制づくり	40
資料編	43
アンケート調査の概要	44
アンケート調査の結果	45
策定体制	55
策定経過	60

第1章 環境学習基本指針策定の意義

1.環境学習の必要性

私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによるライフスタイルの定着によって、物質的には豊かで便利なものとなりました。一方で、近年、ごみの排出などの身近な環境から、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨などといった、地球規模に至る環境まで、さまざまな問題が生じています。また、ダイオキシンや環境ホルモンといった化学物質による健康への影響や環境汚染にも関心が高まっています。これらは私たちの世代だけでなく、将来の世代にまで影響を与えるものです。

地球は、資源の再生産能力と環境の汚染浄化能力との2つの点で有限です。この有限性を顧みず、物質的な豊かさや便利さを追求してきた私たちの生活や価値観そのものに、今日の環境問題は根ざしており、一人ひとりが当事者として環境問題と向き合うことが求められています。

今日の環境問題を解決し、人類が21世紀においても発展していくためには、私たち一人ひとりが自然の営みが微妙なバランスの上に成り立っていることや環境の有限性に気づき、それぞれの立場でライフスタイルや事業活動を見直し、自らの活動に環境配慮を取り入れ、環境負荷の少ない循環型社会への転換を図る、いわゆる「持続可能な社会」の構築が不可欠となります。



本市では、恵み豊かな自然や古い歴史と文化に育まれた良好な環境を享受しており，市民一人ひとりがこのかけがえのない環境の価値に気づき，地域の環境をはじめ，地球の環境を守り，育み，次の世代に引き継いでいくことが，今の時代に生きる私たちすべての責務なのです。

このため，私たち一人ひとりのライフステージの中で，環境問題とは何か，環境への負荷の少ないライフスタイルや社会のあり方とは何か，持続可能な社会の実現に向けて具体的にどのような行動をとればよいのかなどについて，正しく学び，実践していく必要があり，そのための原動力を培っていく手段の一つとして，環境学習の役割に大きな期待が寄せられています。



2.環境学習基本指針の 策定にあたって

（１）策定の目的

本市における環境学習に関する施策や環境学習に関わる家庭、学校、地域社会、事業者、行政といった各主体の役割、連携のあり方などを整理し、これからの本市における環境学習の方向性を明らかにするとともに、本市の環境学習を総合的、体系的に推進するための基本的な指針として、「宇都宮市環境学習基本指針（以下、「指針」と記す）」を策定しました。

（２）環境学習の定義

この指針では、「市民一人ひとりが、主体的に学び、自ら環境に配慮した行動に取り組んでいく」という意味で、学校教育などで行われる意図的、計画的な環境に関する指導である「環境教育」を含め、「環境学習」と呼ぶことにします。

（３）位置づけ

指針は、環境基本計画の目標である「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市うつのみや」の達成に向け、計画に掲げられた環境学習を、より総合的かつ体系的に推進するためのものです。

そこで、指針を環境基本条例及び環境基本計画に掲げられた施策の方向等に準ずるものとし、環境基本計画の部門別計画として位置づけます。

【※体系図参照】

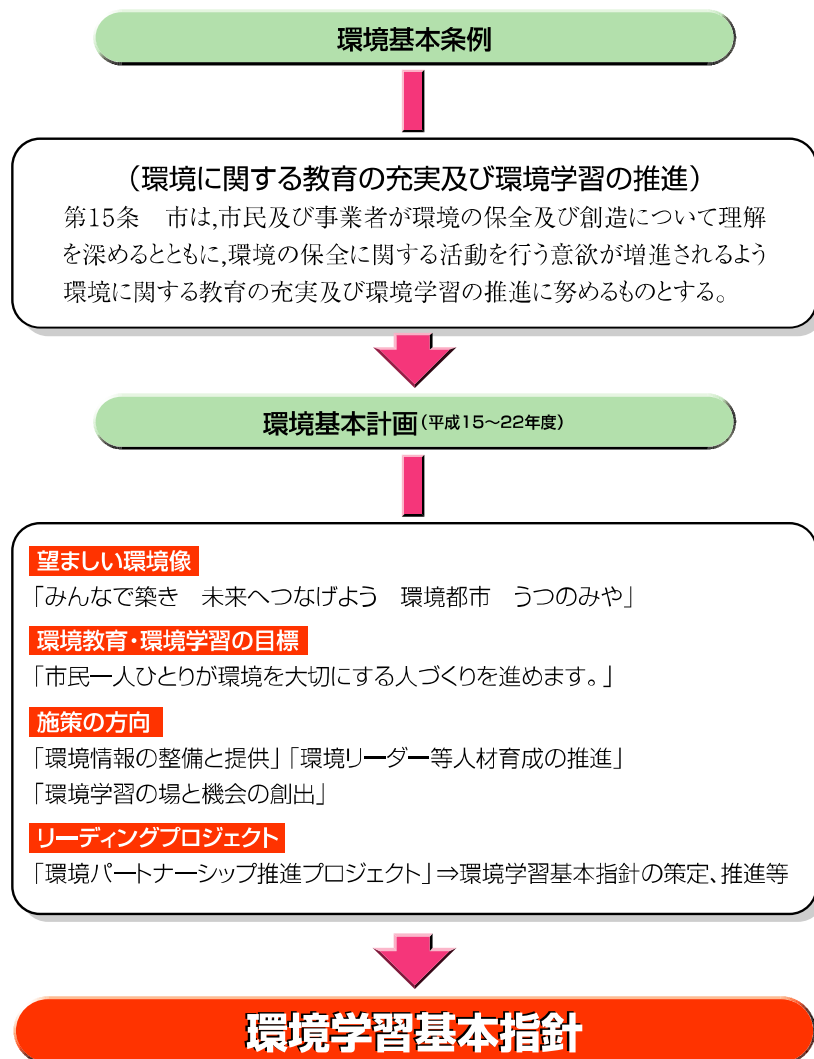
（４）役割

指針は、本市における環境学習を総合的、体系的に推進するための基本的方向性を明らかにし、各主体の行う環境学習の効果的な推進や、その支援を図るものです。

（５）見直し

指針は、社会情勢の変化、市民の環境に対するニーズの変化などに照らし、必要に応じて見直しを行います。

■体系図



3.環境学習の基本的な考え方

環境学習の概念は、ベオグラード会議（1975年）及び初めての環境教育政府間会議であるトビリシ会議（1977年）における成果を基礎としており、わが国においてもこれらのフレームが理論的な規範となっています。

基本指針策定にあたって、上記会議、中央環境審議会及び文部省環境教育指導資料から、環境学習の基本的な考え方をまとめると、以下のとおり整理できます。



①環境学習は体験的、実践的な学びです。

環境学習は、環境問題の現状やその原因について知ることがねらいではなく、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に関する実践活動につながることが求められます。このためには、「気づき、関心を持つ」「調べる」「理解する」「考える」「実践する」という一連のステップを実際に経験し、それを何度も継続的に繰り返すことが重要です。

②環境学習は総合的な視点をもつ学びです。

環境学習で扱う内容は、大気や水、みどり、ごみといった身近な環境から、地球温暖化などの地球環境問題、エネルギー消費や購買活動といった消費活動、歴史、文化、経済など、極めて多岐にわたります。このため、環境保全に関する実践活動を進展させるためには、科学に根ざした総合的、相互関連的なアプローチが必要です。

③環境学習はすべての人を対象とした学びです。

環境学習は特定の年齢層や団体に限定して行われるものではありません。すべての人が環境に対して責任を持っているため、幼児から高齢者までの個々人だけでなく、地域の団体、学校、事業所、行政、すべてが環境学習の学びの主体になることが求められます。

④環境学習は生涯にわたって継続しなければならない学びです。

環境学習はあらゆる年齢層に対して、それぞれの段階に応じて体系的に行われる必要があります。また、環境問題は人間社会が営みを続ける限り、新たな事態を生み出していることから、それらに対応していくためには、過去の経験に加えて、新しい情報に基づく学びが必要です。これらを踏まえ、環境学習は生涯学習であることが求められます。

⑤環境学習は様々な連携が欠かせない学びです。

一人の市民は、家庭に属すると同時に、地域社会や企業あるいは学校にも属しており、特定の場所だけではなく、あらゆる場面で環境に配慮した具体的な行動が行われることが大切です。そのためには家庭や学校、地域社会、職場など様々な場面で、様々な環境学習が行われ、それらが相互に連携することが求められます。

4.国及び栃木県における 環境学習の動向

(1) 国における動向

①環境基本法

国では、平成5年に「環境基本法」を制定し、環境保全に関する基本理念や取組の基本的事項を定めました。この中で、国として環境教育・環境学習の振興を図ることが法的に位置づけられました。

環境基本法

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするために、必要な措置を講ずるものとする。

②中央環境審議会答申

平成11年12月には、今後の環境教育・環境学習の方策のあり方について、国の中央環境審議会から「これからの環境教育・環境学習―持続可能な社会をめざして―」と題する答申が行われました。

答申では、環境教育・環境学習の意義を次のように整理しています。

「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成すること」を通じて、国民一人ひとりを「具体的行動」に導き、持続可能なライフスタイルや経済社会システムの実現に寄与するもの

また、答申では、環境教育・環境学習の対象とする範囲を、環境汚染や自然保護のみならず、消費、歴史、文化、食、居住、人口など、様々な要素を含め、「持続可能な社会の実現のための教育・学習」という幅広い概念で捉えなおす必要があること、体験を通じて自ら考え行動するというプロセスを重視した多面的な学習による問題解決能力の育成、そして、国民や民間団体などの自発的な行動を重視したボトムアップの考え方の重要性を指摘しています。

さらに、環境教育・環境学習の実施に当たっての留意点、推進の方向を次のようにまとめています。

(留意点)

- 1) 総合的であること
- 2) 目的を明確にすること
- 3) 体験を重視すること
- 4) 地域に根ざし、地域から広がるものであること

(推進の方向)

- 1) 場をつなぐこと
- 2) 主体をつなぐこと
- 3) 施策をつなぐこと

③環境基本計画

平成6年12月に定められた国の「環境基本計画」が見直され、平成12年12月に「環境基本計画—環境の世紀への道しるべ—」が閣議決定されました。

その中で、環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するものとして位置づけられています。

また、21世紀初頭における環境政策の重点分野として11の戦略的プログラムを設定しており、その中に政策手段の一つとして環境教育・環境学習も含まれています。そこでは、「環境教育・環境学習を、環境政策全体に係る不可欠な政策手段として位置づけ、各政策分野において政策立案から実施の段階に至るあらゆる段階で活用する」としており、以前の環境基本計画よりさらに環境教育・環境学習を重視する姿勢を明らかにしています。

（２）栃木県における動向

①栃木県環境基本条例

栃木県では、ふるさと栃木の健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、将来の世代に引き継いでいくために、平成８年３月に栃木県環境基本条例を制定しました。その中で、環境学習は次のように位置づけられています。

栃木県環境基本条例

第十八条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするために、必要な措置を講ずるものとする。

②栃木県環境基本計画

栃木県環境基本条例に基づいて平成11年３月に策定した「栃木県環境基本計画」では、「県民、事業者などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組むためには、学校教育、社会教育や企業内教育において環境の重要性の認識と環境保全のための活動について、教育・学習を進める必要がある」として、そのための具体的な施策として、「環境学習推進体制の整備」と「環境学習推進事業の充実」を掲げています。

（環境学習推進体制の整備）

- １）「栃木県環境学習推進指針」の策定と学習推進のための仕組みの構築
- ２）学習拠点の整備と学習関連施設間のネットワーク化
- ３）県民に対する環境学習情報の提供

（環境学習推進事業の充実）

- １）人材の養成等
- ２）こどもエコクラブ事業の促進

③栃木県環境学習推進指針

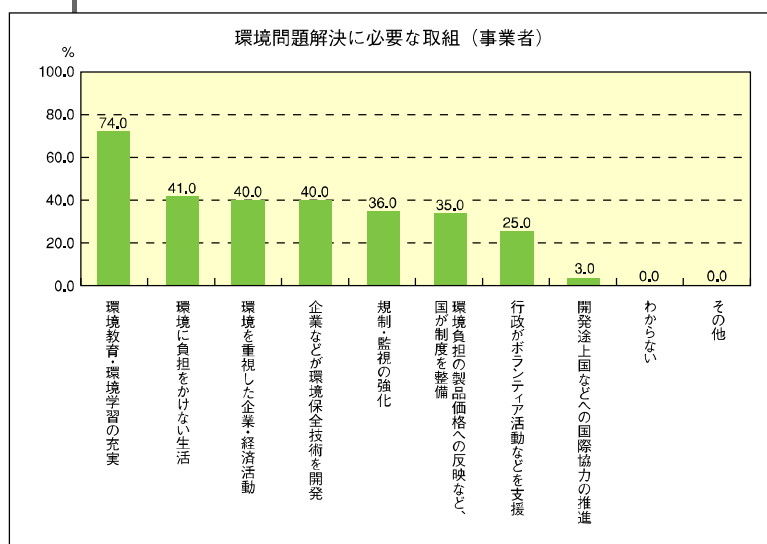
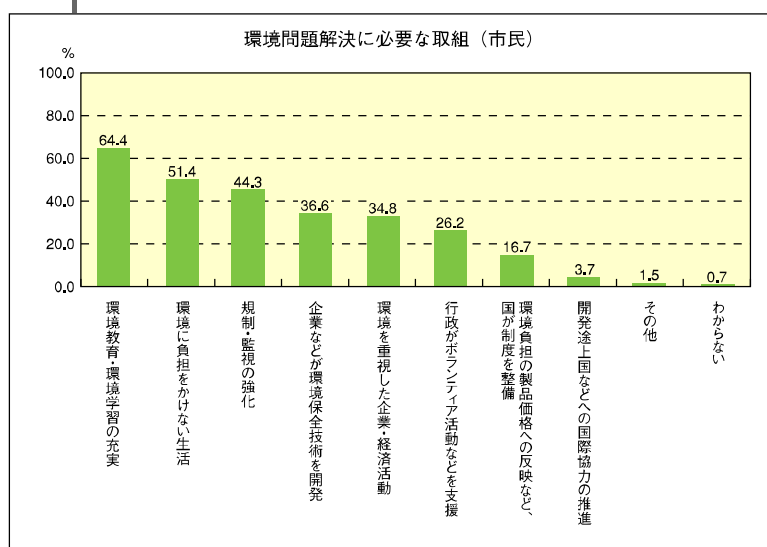
さらに平成13年３月に、栃木県環境基本計画に基づき「栃木県環境学習推進指針」が策定されました。指針は、「学習機会の提供」「学習情報の提供」「指導者の養成と人材の活用」「教材・学習プログラムの作成と活用」という４つの視点から、栃木県における環境学習の現状や課題を整理し、それを踏まえて学校や家庭、地域社会、企業、行政の役割や具体的な環境学習推進方策などをまとめています。

第2章 環境学習の現状と課題

1. 市民, 学校, 事業者における現状

本市における環境学習の状況について、平成14年9月から10月にかけて、市民、学校、事業者に対してアンケート調査を実施しました。

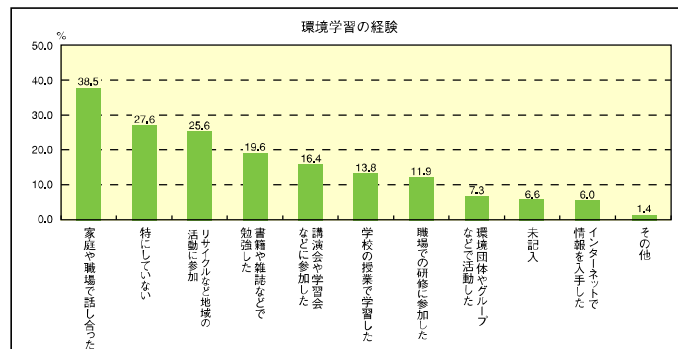
その結果、市民や事業者においても環境学習の重要性は高く認識されていることが確認できました。



(1) 市民

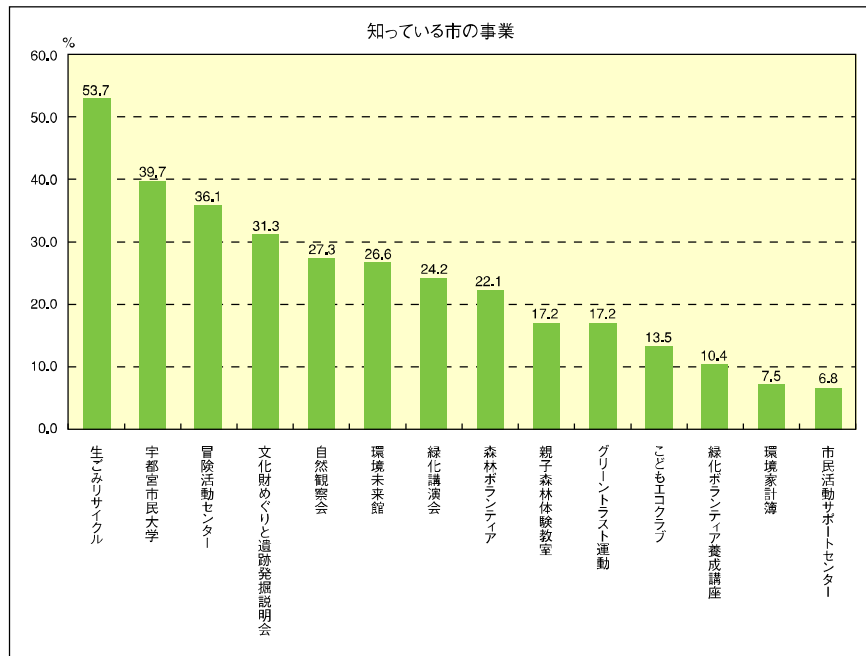
市民が経験している環境学習の内容として最も多かったのは「家庭や職場で話し合った」(38.5%)で、ついで「リサイクルなど地域の活動に参加」(25.6%)となっています。環境学習の取組内容に関しては、年齢別の違いがみられます。

「講演会や学習会への参加」は40歳代以上で、「リサイクルなど地域の活動に参加」は60歳代以上で相対的に多くなっています。20歳代では「学校の授業で学習した」が多く、「特にしていない」が最も少ない層です。この年代では、環境問題への関心をもつきっかけとして、「学校の授業で学習した」への指摘が多く、学校教育が環境問題の関心の喚起に役立っていることがうかがえますが、市の施策に対する認知度などから判断すると、行動や参加には必ずしもつながっていません。環境学習はすべての世代で行われるべきであり、若い世代や青少年に対しては、その世代が入り込みやすい形での環境学習を進めていくことが求められます。



市では、宇都宮市環境フェアなどの環境イベントの開催をはじめ、緑化講演会などの各種の講演会を実施しているほか、生涯学習センターを中心に環境に関する講座や行事などが多く実施されています。

市が行う環境学習関連事業のなかで最も認知度が高かったのは「生ごみリサイクル」(53.7%)で、ついで「宇都宮市民大学」(39.7%)、「冒険活動センター」(36.1%)でした。一方、参加・利用の多かったのは「冒険活動センター」(10.1%)、「環境未来館」(7.8%)、「生ごみリサイクル」(7.2%)で、市の事業に対する参加・利用は必ずしも進んでおらず、環境学習情報及び環境情報の提供について充実を図っていくことが求められています。



平成13年度に市が実施した環境関連の講座や行事は139件あり、多くの学習機会が提供されていますが、「身近な自然」分野のものが最も多くなっています。身近な自然とのふれあいによる感性の形成は環境学習の基礎であり、そこから環境問題への関口を広げていく視点は重要で、今後も継続されていくべきです。同時に、市民の関心がきわめて高い分野である「ごみ・リサイクル」「地球温暖化」「水の汚れ」「空気の汚れ」といった生活環境面での取組を重視した環境学習機会の充実も図っていく必要があります。

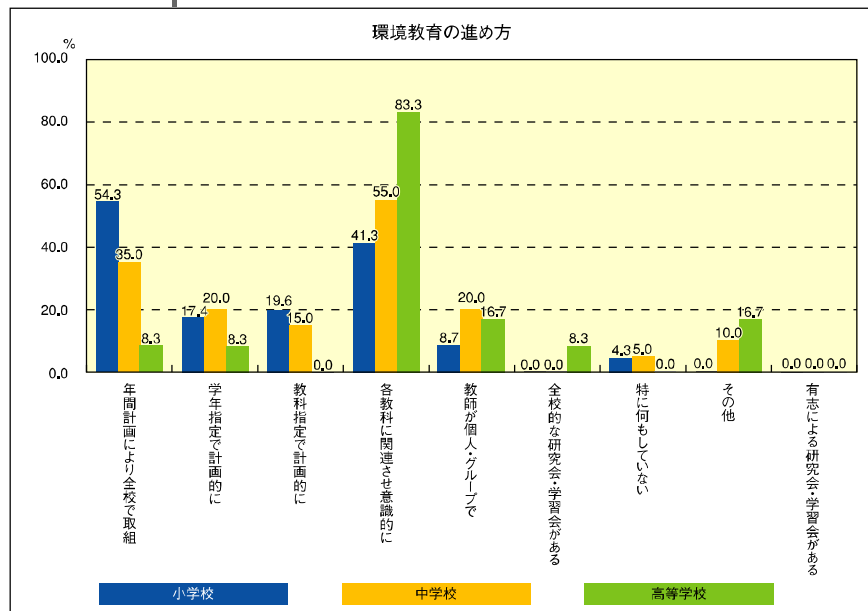
また、アンケートでは地域環境の改善を求める意見がめだちます。学習したことを具体的な行動に結びつけることが大切であり、そのためには単なる知識の習得だけでなく、体験を伴った学習など効果的な学習手法を検討するとともに、環境学習を実践していく場や主体の連携・整備を図っていくことが重要です。

環境学習リーダーや環境保全活動を進める人材育成及び活用に関しては、森林ボランティア育成事業、ヤングボランティア育成事業、冒険活動センター利用者研修会が行われているほか、平成14年10月から地域のごみ問題のリーダーとして「宇都宮リサイクル推進員」が設置されています。

(2) 学校

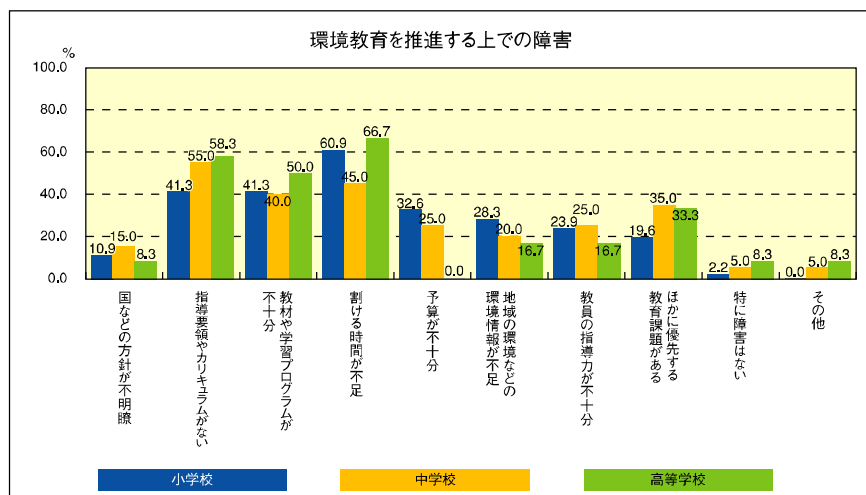
学校においては、社会科や理科、国語科、技術・家庭科などの各教科のなかで、それぞれの教科に即した環境の内容が入っていることから、児童・生徒の発達段階に応じた環境に関する学習が行われています。教科以外では特別活動の時間、小中学校においては、さらに総合的な学習の時間を利用し、身近な教材をもとに、環境学習に取り組んでいます。

環境学習を教育目標や重点目標に位置づけ、年度計画を作成し全校的に環境学習に取り組んでいる学校は、小学校では過半数を超えています。中学校、高等学校になるほど計画的に実施している学校は少なくなり、各教科を関連させて意識的に環境問題に目を向けさせる指導をしている割合が多くなります。



各教科内で環境問題に目を向けさせることは重要ですが、教科ごとに学習の流れがあるため、生徒が総合的な視点で環境をとらえたり、実践につなげたりしていく能力を培っていくには十分ではなく、計画的な取組が望まれます。

しかし、環境学習を推進していくうえで、「時間的な余裕がないこと」、「体系的なカリキュラムなどがないこと」、「教材や学習プログラムが不十分なこと」などが課題になっています。

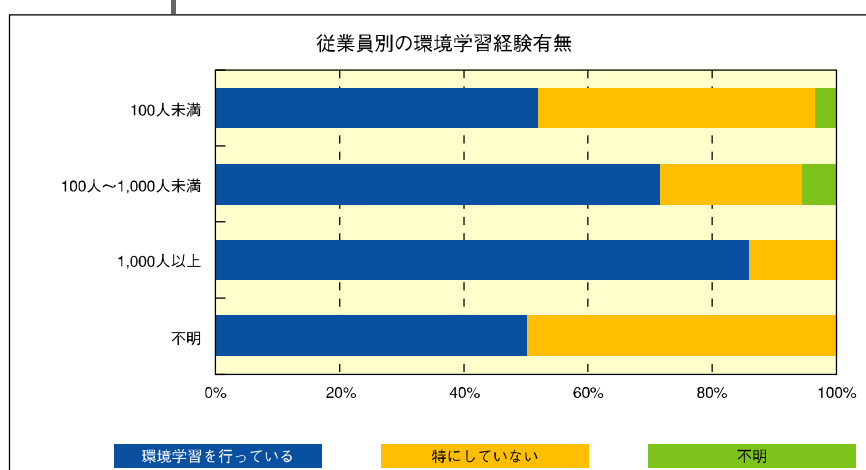


こうしたことから、総合的・体系的な環境学習カリキュラムの開発や教材開発、時間的不足を補う学校と地域社会との連携が求められます。

環境学習は新しい教育分野であるため、教員研修を行うことの重要性が指摘されており、教職員に対する研修機会の充実とともに、地域人材などによる学校現場への活用が求められます。

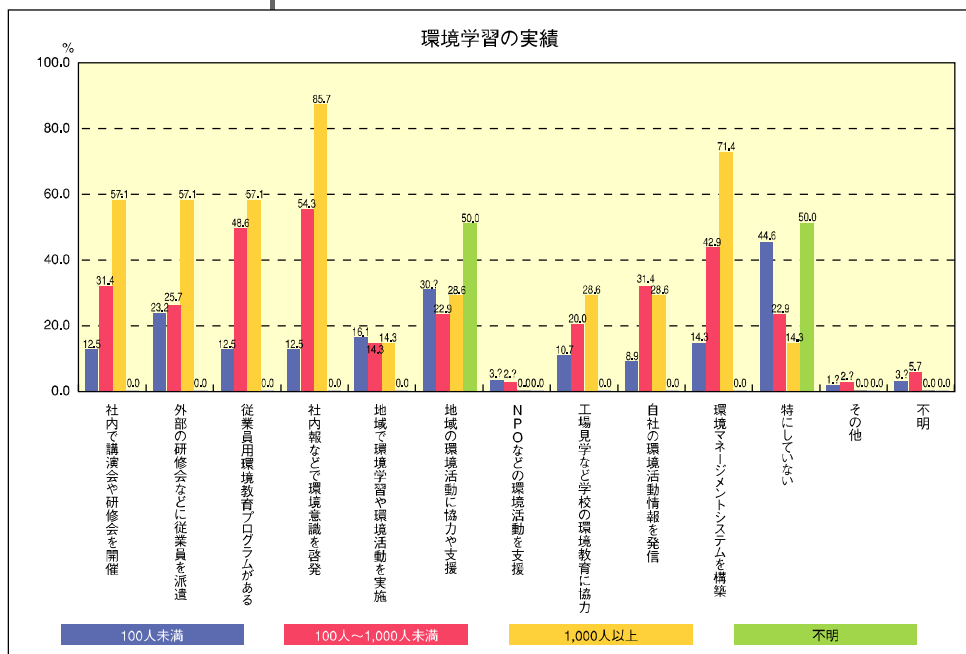
(3) 事業者

従業員に対して環境学習を実施している事業者の割合は、従業員規模による違いが顕著であり、規模が大きくなるほど取組が進展しています。



従業員に対する環境学習を実施している事業者では環境意識が高く、「環境を重視した企業・経済活動」を積極的に捉えています。従業員規模の小さい事業者に対する支援が必要です。

環境学習の内容としては、「社内報などで環境意識を啓発」「環境マネジメントシステムを構築」が多くなっています。規模の大きい事業者では、これに加えて、「従業員用環境教育プログラムがある」が多く、「社内で講演会や研修会を開催」、「外部の研修会などに従業員を派遣」などの取組を行ったりしています。



今後の環境学習の実施意向に関しては、規模の大きい事業者ほど積極的です。また、現在環境学習を行っていない事業者では、取り組みたいという意向はあるものの、実際の取組の進展は難しいと考えられています。従業員に対する環境学習は、環境マネジメントシステムの構築によって大きく進展するため、従業員規模の小さい事業者に対する構築支援や啓発は重要です。

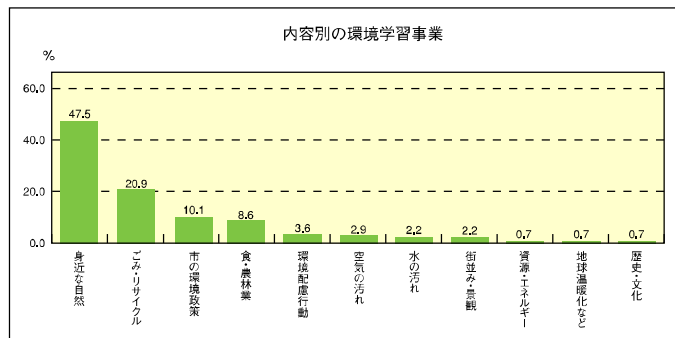
企業を含めた地域の環境学習・環境保全活動のためのネットワークづくりを求める声は多く、適切なネットワークが形成されれば、事業者が地域の環境学習により一層貢献できる可能性があります。

2.行政における現状

(1) 環境学習事業の実施状況

平成13年度に実施された環境学習事業は139件あり、延べ13,459人が参加しました。

その事業内容別比率は、「身近な自然」が半数を占めており、ついで「ごみ・リサイクル」「市の環境政策」「食・農林業」の順になっています。



実施主体別の内訳では、広く関係各課等で実施されていることが分かります。事業を個別に見ると、139事業のうち、65%（91事業、3,971人）の事業は講座のプログラムの一つとして、計画的に実施していますが、35%（48事業、9,488人）の事業が一過性でイベント的な性格のものであることから、学習の連続性や関連性を考慮し、計画的な事業を重視した学習機会の提供が必要です。

所 管	主な事業の名称	件数	参加者数
環境企画課 環境学習センター	野外環境教室(自然観察会,水辺教室, スターウォッチング),環境講座,リサイクル講座, 環境2001宇都宮	31	3,394
農林振興課	森林ボランティア育成事業,親子森林体験教室	2	375
農政課	自然観察会,農業体験教室,収穫体験	14	3,967
生涯学習センター (旧公民館)	少年ふさと教室,家庭教育学級,高齢者教室, 一般成人教育,地域活動	73	2,526
スポーツ振興課 冒険活動センター	家族ふれあいキャンプ,冒険キャンプ, 子どものもりフェスティバル, エンジョイキャンプ,子どものもりのつどい, 利用者のための研修会	6	2,276
文化課	自然観察会	2	91
公園緑地課	鈴虫配布会・飼育講習会,ホタル観察会, トンボ観察会,管理作業体験(長岡樹林地, 鶴田沼緑地),野鳥観察会,自然観察会, 里山保全体験学習,里山樹林回復運動	11	830
計		139	13,459

(2) 環境学習情報の提供

主に次の情報発信手段を活用し環境学習情報を提供していますが、個々の情報発信元では、情報を一元化していないことから、利用者からは求める情報が分散しており、入手しにくいことも考えられます。

- 環境学習センター
- 生涯学習情報システム マナビス
- うつのみや子ども情報センター
- 市民活動サポートセンター
- 広報うつのみや
- 市ホームページ

(3) 環境学習センターの状況

平成13年4月に環境学習の拠点施設としてオープンし、市民に親しまれる環境学習の場と機会を提供しています。平成13年度の利用者数は33,664人でした。

環境学習を推進する機能として次のものがあります。

情報提供機能	・再生品の展示・提供（自転車、家具の修繕） ・エコシアター ・エコショップ（エコマーク商品の展示、紹介） ・パソコン、ビデオコーナー、図書コーナー、遊具コーナー ・施設見学案内（環境学習センター、リサイクルプラザ） ・各種環境学習情報 他
学習機会提供機能	・環境講座、リサイクル講座 ・環境セミナー ・イベントの開催 他

今後、本市の環境学習を総合的、体系的に推進する上では、市民、学校、地域社会、事業者などの主体の連携が重要です。このため、これらをつなぐ仕組みづくりやコーディネート機能などが環境学習センターの新たな役割として求められています。

3.課題

以上のように、本市では各主体において環境学習が取り組まれており、市としても広く市民を対象とした環境学習を実施していますが、それぞれの環境学習をより効果的に進める上での具体的な問題点も明らかになりました。

さらに、これからの環境学習は、社会経済システムやライフスタイルの変革という新たな視点を取り入れ、幅広くすべての年齢層や団体や事業者などの関心を引き起こし、一層の理解を深めて、実践につなげていく能力を育成していかなければなりません。

こうした考え方やアンケート調査などにより把握できた本市の現状を踏まえると、今後の環境学習における課題として、①適切な環境情報の整備と提供、②推進の原動力となる人材の育成、③各主体をつなぐ多様な環境学習の場と機会の提供を推進する必要があります。



●環境学習センター

第3章 環境学習の目標と主体別の役割

1.環境学習の目標

市民一人ひとりが環境を大切にし、環境都市うつのみやをみんなで築き、未来につなげるために、以下のとおり目標に掲げ、環境学習を進めます。



【心の育成】

宇都宮市の豊かな自然や古い歴史と文化にふれあい，私たちを取り巻く身近な環境が持つさまざまな価値に気づき，このふるさとの環境を慈しむ心を育みます。



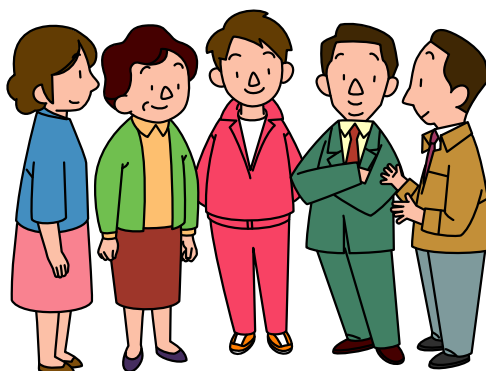
【理解と行動の促進】

人間活動が身近な環境から地球環境，さらには将来世代にも負荷を与えていることへの正しい理解と認識を深め，自らの責任と役割を自覚し，主体的な環境保全活動の実践につなげます。



【パートナーシップの形成】

持続可能な社会の実現に向け，家庭，地域，学校，事業者，行政などあらゆる主体が参画・連携します。



2.各主体の役割と 取組の方向性

(1) 家庭における環境学習

《基本的役割》

家庭は、地域社会における最小の基本単位であり、また、特に幼児や青少年にとって第一の生活基盤です。人としての基本的なマナー、倫理観、生活様式の基盤を形成するのは、家庭でのしつけや習慣です。そのためには、大人が率先して環境を大切にする意識と態度を持ち、日常生活の中で、当たり前の習慣として環境に配慮した実践行動を示すことが、家庭における環境学習の基本的役割です。

特に、幼少期における自然体験や生活体験は、環境学習の基礎となることから、子どもたちにこれらの体験を積み重ねていくことも家庭の大切な役割です。



《環境学習の取組の方向性》

①日常生活の様々な場面で体験の機会を広げます

- 幼児期では、森林や川など身近な自然の中に出かけ、五感でふれあうことにより、自然や生命の大切さに対する感性を育みます。
- 少年期では、日常生活の中で分かち合いや思いやりの心、もったいないと思う気持ちを育み、ものを大切にする態度を身につけます。また、遊びや買い物、家事など様々な体験を重ね、実体験を通じて社会のルールや環境を大切にすることを身につけます。
- 大人は、子どもの手本であることを認識し、地域の美化や環境保全に向けて大人自身が自ら実践し、模範を示します。

②日常生活の一つひとつの場면을「環境」という視点から見直します

- 自然との共生を大切にしてきた宇都宮市の歴史や文化などを話題にし、環境を大切にする意識を高めます。
- 廃棄物の減量やリサイクル、省資源・省エネルギーなど身近な環境問題について家族で話し合い、それらの改善に取り組めます。
- 自分の生活が環境に与えている影響を知り、環境にやさしい暮らし方を考え、実践します。
- 消費者として、環境への負荷の少ない商品やサービスを率先して選択します。

③地域における様々な環境活動に参加します

- 地域、学校、事業者、行政の環境への取組に関心をもち、行政や事業者が行う環境施策や環境への取組に対して積極的に提言していきます。
- 市や環境関連団体などが主催する環境学習会や、PTAや自治会、環境関連団体などが行う地域の環境保全活動に積極的に参加します。

(2) 学校等における環境学習

《基本的役割》

保育所・幼稚園から小学校、中学校、高等学校は、環境に対する関心や知識・技能の習得、問題解決能力の育成、主体的に行動する実践的態度の育成など、発達段階に応じた環境学習を進めるうえで重要な役割を担っています。これまでも、リサイクル活動、緑化活動、省エネルギーなどの取組を通して、段階的に環境学習がなされてきたところであり、引き続きこれらの取組を進めていくことが大切です。

さらに充実した環境学習を行っていくためには、指導者が環境学習の重要性を強く認識し、環境学習の実施にあたって必要な能力の向上に努めていくことが大切です。同時に、生涯を通じた学習の基礎となる環境学習が行われることが求められています。



《環境学習の取組の方向性》

①総合的・体系的な学習を実施します

- 各教科，総合的な学習の時間，特別活動を相互に関連づけ，自ら学ぶ意欲や思考力，問題解決能力などの育成を基本に，総合的・体系的な環境学習の指導を展開します。

②体験的学習を充実します

- 教室で知識を学ぶだけでなく，野外活動や農業体験などの自然体験を重視した学習や地域の特性を生かした学習を展開し，自然や地域を大切にする心を育てます。
- 具体的な環境活動や体験を通じて，子どもたちが自分の生活と環境とのかかわりを認識し，問題解決能力を育み，主体的に環境に配慮した行動がとれるようにします。

③子どもたちの自発的な取組を促進します

- 環境を保全する意欲や態度を養い，習慣化し，行動できるよう，子どもたちの自発的な取組を尊重した指導の充実を図ります。

④家庭や地域社会等と連携した学習体制を整備します

- 学校外の環境保全活動への子どもたちの参加を促すとともに，学校としても積極的に参加します。
- 学校と家庭・地域等との連携を密にして，学校での取組と地域社会での環境保全活動とが相互に補完されるよう配慮します。
- 地域の人材の協力を得ながら，子どもたちが環境について体験する場・技能を学習する場を広げていきます。

(3) 地域社会における環境学習

《基本的役割》

地域には、学校や事業者、自治会、子ども会、婦人会、老人会などをはじめ、環境保全活動に取り組む民間団体など、いろいろな活動目的をもつ様々な団体があり、緑化活動や美化活動、リサイクル活動など多様な活動が展開されています。地域は、同じ生活空間や環境を有しているため、環境についての共通認識をもちやすく、環境活動を起こしやすい条件が整っています。また、様々な人間関係、社会関係の機会をもつ地域は、子どもたちにとって、社会的なルールや実践的な知恵を学ぶ場として、重要な役割を担っています。

地域ぐるみの環境活動などを通して、地域住民一人ひとりの環境意識を育て、地域から行動していく実践力を培っていく役割が期待されます。



●緑化ボランティアなどを育てる講習会の実施風景



●ボランティアによる樹林地の保全活動の様子

《環境学習の取組の方向性》

①地域環境の現状を把握します

- グループや各種団体などで、地域の自然環境や地域文化について調べることを通して、地域固有の環境の価値を再認識します。
- グループや各種団体などで、ごみの散乱、水質汚濁、大気汚染など、身近な生活環境を点検したり、改善策などについて話し合います。

②地域社会での取組を実践します

- 子どもたちに、地域の自然とふれあう機会や地域を知る機会、農業体験などを通して自然と共生する地域文化を継承する機会を提供します。
- 緑化活動や花いっぱい活動、樹林地・里山管理活動など、環境保全活動を進めます。
- 地域ぐるみで、美化活動、リサイクル活動などに取り組みます。
- 省資源・省エネルギー、廃棄物の減量などの具体的な方法について学ぶ機会を提供し、具体的な活動実践に結びつけます。

③青少年の主体的な参加を促します

- 地域の環境行事の企画に青少年を参画させるなど、環境保全活動を行う青少年の仲間づくりを支援します。

④様々な地域の活動を結びつけます

- 学習や活動を実施する際には、地域住民だけでなく、関係する団体や事業者、学校、行政との連携を進め、できるだけ多くの人の参加を呼びかけます。
- 地域で各団体やグループが取り組んでいる様々な活動について、互いに情報を共有し、連携を深めます。

（４）事業者における環境学習

《基本的役割》

事業者は、その活動が地域の環境や地球環境に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷の少ない事業活動を展開する必要があります。そのために、事業者には、職場全体で環境対策に取り組むことができるよう、従業員に対し積極的に環境学習を行う役割が求められます。

また、環境に配慮した製品・サービスの開発や提供などの事業活動を通じて、社会経済システムの転換に寄与するとともに、一般の消費者を環境保全の方向に誘導する役割もあります。

さらに、地域社会の一員として、地域における様々な活動に人材や資材、施設の提供を行うなど、地域における環境学習や環境保全活動への参加や支援が求められます。



《環境学習の取組の方向性》

①従業員の環境学習の機会を広げます

- 様々な学習機会を設け、環境保全に対する方針、事業活動に伴う環境影響などに関する従業員の理解を深めます。
- 従業員に対する環境学習を計画的に実施します。

②事業活動の環境への負荷の低減に積極的に取り組みます

- 環境管理システムの構築に取り組み、環境に配慮した事業活動を組織全体で進めます。
- 環境に配慮した製品・サービスの開発・購入・使用を進めます。
- 各事業者の環境への取組について、消費者に積極的に情報発信し、消費者の環境意識の向上を図ります。
- 取引先や関連会社に対して環境に配慮した取組を促します。

③地域の一員として様々な活動への参加・支援を行います

- 従業員が地域の環境学習や環境保全活動に参加しやすい社内環境を整備します。
- 市や環境関連団体などが主催する環境学習会や、地域の環境保全活動に積極的に参加・支援します。
- 事業者がもつ施設・情報・技術・人材等を、地域や学校での環境学習や環境保全活動に提供します。

(5) 行政における環境学習

《基本的役割》

行政自らが、地域の一事業者として、事業活動における環境への負荷の低減に努める必要があります。そのためには、職員一人ひとりの意識を高めることが重要であり、研修の実施等により全庁をあげた環境学習を行います。

また、環境問題が多様化し、行政以外の主体の役割が重要になってきたことで、行政の果たすべき役割は、従来の主導的なものに加え、調整的、支援的なものが求められています。具体的には、情報の提供、環境学習を担う人材の育成や環境学習プログラムの整備、学習の機会や場の提供、さらには各主体間の連携の促進など、市民や家庭、学校、地域、事業者の主体的な環境学習や環境保全活動を支援する役割が、行政には求められます。



《環境学習の取組の方向性》

①一事業者として積極的に環境保全活動に取り組み、環境への負荷の低減に努めます

- 職員の環境研修を実施し、職員一人ひとりの環境への理解や認識を深めます。
- ISO14001や庁内環境配慮行動計画に基づいて、環境に配慮した事業活動を組織全体で進めます。特に、「省エネルギー・省資源の推進」、「廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進」、「グリーン購入の推進」、「公共工事のグリーン化の推進」、「環境に配慮したイベントの推進」の項目については、重点的に取り組みます。
- 環境団体などが主催する環境学習会や、地域の環境保全活動に積極的に参加します。

②環境学習を支援する施策を推進します

- 環境情報及び環境学習情報を積極的に収集・提供するとともに、環境学習や環境保全活動、環境問題に関する普及啓発を推進します。
- 環境学習や地域の環境保全活動の推進役となる人材を育成し、その活用を図ります。
- 野外環境学習とともに、日常生活や社会活動において環境負荷の少ない行動様式を啓発する学習手法などの開発・整備、学習機会と場の提供を積極的に進めます。
- 各主体の環境学習に対して、情報の提供、人材の派遣、学習教材・資機材の提供など、必要な支援措置を講じます。
- 市民、学校、地域社会、事業者、行政など、様々な主体の人材、情報、活動などをネットワークでつなぎ、各主体の立場や能力に応じた協力関係を築きます。
- 行政内部及び環境学習関連施設やフィールドの連携を図り、これらが実施する様々な環境学習関連の施策や事業をつなぐことにより、環境学習を効果的に進めます。

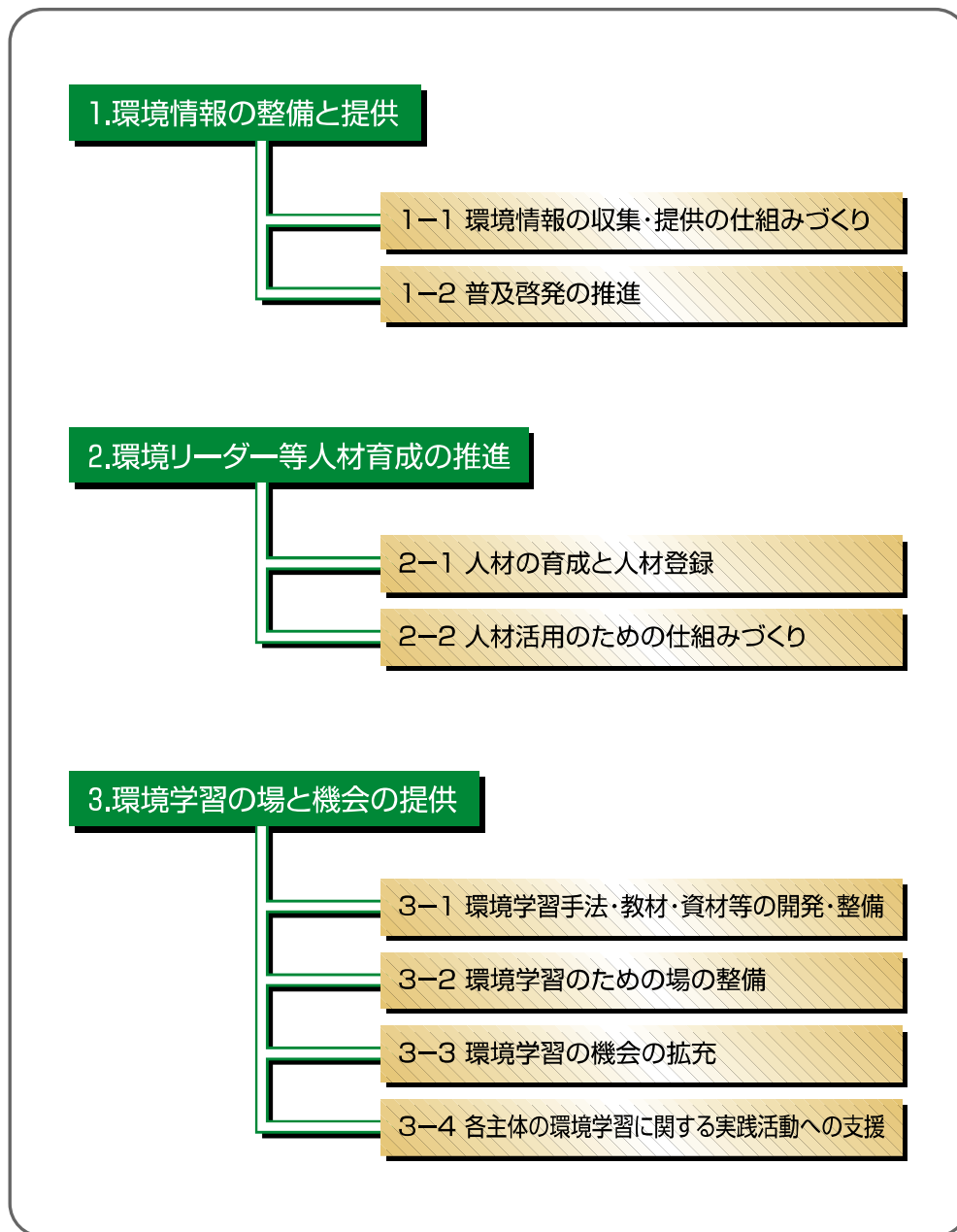
第4章 環境学習推進施策

市の環境基本計画に掲げる「市民一人ひとりが環境を大切にする人づくり」を目指し、環境学習の課題を踏まえて、第3章に示した環境学習の目標を達成するため、市が担う環境学習施策の体系を次のように定めて展開します。

施策の体系化にあたっては、これまでの施策を整理するとともに、新たに取組むべき施策についても、位置付けました。



■推進施策の体系図



1.環境情報の 整備と提供

1-1 環境情報の収集・提供の仕組みづくり

- インターネット等のITを活用して、地域の環境情報、環境学習の各種講座等の開催情報、環境保全に関する活動団体、学校、事業者などの取組、環境学習プログラムや教材、指導者等の各種情報を収集し、学習主体が必要なときに簡単な方法で入手できるよう、情報提供体制を整備します。
- 市民、学校、地域、民間団体、事業者、行政機関等をつなぐ情報ネットワークを構築し、情報交換や人的交流の推進を図ります。
- 環境学習を行うための各種情報をとりまとめたガイドブックなどを作成し、配布します。

1-2 普及啓発の推進

- 環境学習や環境保全活動への意識を高め、主体的な活動を促進するため、市民、学校、地域、事業者などの様々な主体が参画できる環境フェスティバルを開催します。また、環境保全をテーマとした環境ポスターコンクールなどの普及啓発事業を効果的に実施します。
- 普及啓発のための冊子・チラシやニュースレター等の作成、広報紙やインターネットを通じて、「ごみゼロの日」、「環境の日」などのPRや環境問題への取組を市民に呼びかけます。

2.環境リーダー等 人材育成の推進

2-1 人材の育成と人材登録

- 環境学習の指導者や地域の環境保全活動の推進役となる環境リーダーを育成するため、段階に応じた指導者育成講座等を開催します。
- ごみ減量化及び資源化、環境美化を推進するリサイクル推進員を対象とした研修会を開催します。
- 野外環境学習活動指導者、リサイクル推進員、環境カウンセラー、民間環境団体スタッフ、専門的な知識・技能を有する事業者の人材、地域の歴史・環境を伝えるシルバー人材など、環境リーダーとなりうる人材の発掘を行い、人材登録制度を整備します。
- 環境学習の一層の推進を図るために、市職員や教職員に対する研修等を実施します。

3.環境学習の場と 機会の提供

2-2 人材活用のための仕組みづくり

- 地域の自主的な環境学習や環境保全活動，学校，事業者等での環境学習を推進するため，環境リーダーを派遣する仕組みを整備します。
- 総合的な環境学習が推進されるよう，それぞれ専門的な知識・技能を有する環境リーダー同士のネットワークづくりを支援します。

3-1 環境学習手法・教材・資材等の開発・整備

- 自然環境，生活環境だけではなく，文化や歴史，国際理解などを含めて，体験を重視した環境学習プログラムを開発・整備します。
- 学校等において総合的・体系的な環境学習の実施が図れるよう，発達段階に応じた学習カリキュラムの充実に努めます。
- 環境学習の指導者に向けたガイドブックなどを整備します。

3-2 環境学習のための場の充実

- 環境学習の拠点として，宇都宮市環境学習センターの機能充実を図ります。
- 貴重な樹林地や緑地を保全し，自然とのふれあいの場，人と自然の共生する緑地として整備します。
- 環境学習のフィールド，環境学習センター，地域の生涯学習センターや冒険活動センターなどの施設について，それぞれの機能分担を踏まえ，ネットワークによる情報の共有化や連携した取組を推進します。

3-3 環境学習の機会の拡充

- 自然観察会，緑地や里山の保全活動，農業体験活動，環境美化活動など，だれもが参加できる実体験を通じた環境学習の機会の充実を図ります。
- 各種講座，セミナー，講演会など，環境学習の機会の拡充を図ります。
- 学校，地域，事業者などを対象とした出前講座を実施します。

3-4 各主体の環境学習に関する実践活動への支援

- 環境学習に必要な資料・教材・資材の整備・貸出・提供を行います。
- 市民活動団体の自立の促進と市民活動の活性化を図るための市民活動助成金を活用し、環境保全活動などを行うNPOやボランティア団体の事業に対する助成を行うとともに、ボランティア情報、活動情報などの各種の支援情報を提供します。
- 学校版環境ISO認定制度、家庭版環境ISO認定制度の推進により、学校や家庭における環境配慮行動の拡大と活性化を図ります。
- 事業者の環境マネジメントシステム構築に係るISO14001認証取得ガイドブックの発行・活用、相談窓口の設置や、認証取得が困難な事業者に対する宇都宮市独自の認定制度の検討など、環境優良事業者の育成、支援を推進します。
- 学校、団体、事業者等が連携して実践活動に取り組めるよう、事例発表の場の提供、活動情報の収集・提供、ネットワーク組織づくりなど、連携を促進するための仕組みを整備します。

第5章 環境学習の総合的な推進

1. パートナースhipによる 環境学習の推進

本市では、『宇都宮市第4次総合計画』の中で、「市民都市の創造」を実現するために、市民の意見や創意、活力を生かした協働によるまちづくりを位置づけ、積極的に推進しています。このような本市の目指すまちづくりの考え方や環境基本計画におけるリーディングプロジェクトである「市民パートナーシップ推進プロジェクト」を踏まえ、第4章の施策を効果的に推進するために、「パートナーシップによる環境学習」の構築を目指します。

（仮称）うつのみや環境Uネットの開設

環境情報の受発信の共有化を図るため、「（仮称）うつのみや環境Uネット」を開設し、地域の環境情報や活動に関する様々な情報の相互交流を促進します。環境学習に関しては、以下の機能を整備します。

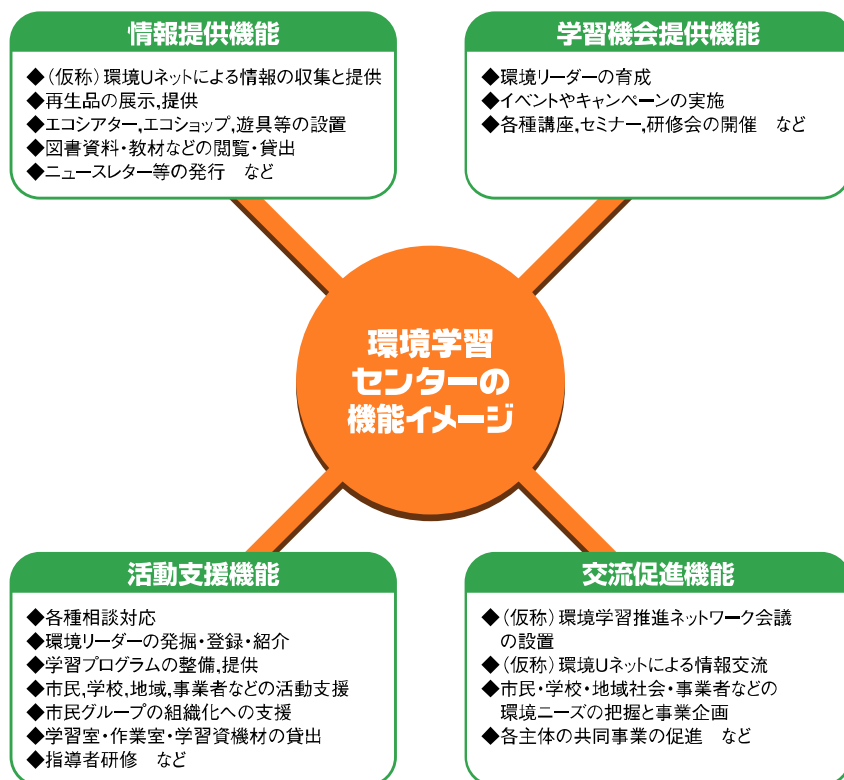
- 市、県、国等の環境情報の収集・提供
- 地球環境問題、持続可能な社会に関する情報の収集・提供
- 環境学習の場と機会に関する情報の収集・提供
- 学習プログラムや教材、指導者等に関する情報の収集・提供
- 学校における環境教育の年間計画や活動事例等の収集・提供
- NPOの活動情報、ボランティア情報、助成金情報の収集・提供
- 地域、事業者の環境保全活動事例の収集・提供
- 環境学習に関する各主体のコミュニケーションの促進（掲示板機能、メーリングリスト機能など）
- 学習の進め方、学習内容等に関する質問・相談への対応機能など

2.環境学習センターの機能強化

環境学習センターでは、環境学習の拠点として求められる機能を強化するとともに、パートナーシップによる環境学習の総合的な推進を図るため、多様な学習の場や異なる学習主体を有機的に連携させるための仕組みづくりを目指します。

(1) 環境学習センターの新たな機能整備

環境学習センターでは、これまで「学習機会提供機能」、「情報提供機能」の2つの機能により事業を展開してきましたが、パートナーシップによる環境学習事業を推進するため、従前の機能を充実していくとともに、新たに「活動支援機能」、「交流促進機能」を整備します。

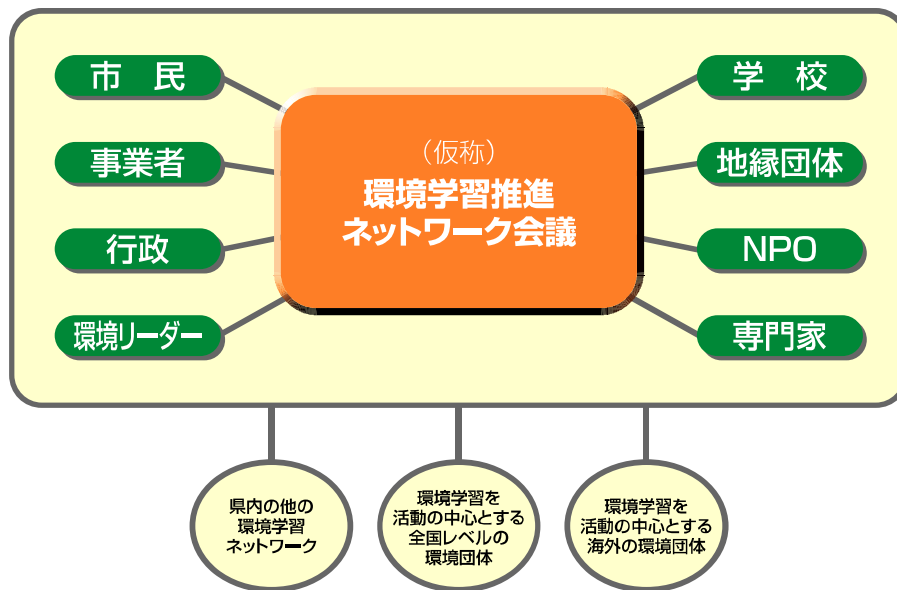


（２）（仮称）環境学習推進ネットワーク会議の設置

市民，学校，地縁団体，NPO，事業者，専門家（大学）に呼びかけ，パートナーシップによる具体的な環境学習の推進を図る機関として，「（仮称）環境学習推進ネットワーク会議」を設置します。本ネットワーク会議の活動としては，以下のようなことが考えられます。

- ・ 情報交換による相互理解の促進
- ・ 情報や経験の共有と課題解決の検討
- ・ 情報の受発信の共同化（「（仮称）うつのみや環境Uネット」への情報提供）
- ・ 環境学習センターの事業内容に関する検討及び点検・評価
- ・ 市の環境学習施策に対する提言
- ・ 共同事業の開催 など

■（仮称）環境学習推進ネットワーク会議のイメージ図



第6章 推進体制

1. 推進のための 体制づくり

本指針に基づき、環境学習を着実に推進していくための体制として、以下の体制を整備します。

市における推進体制の整備

環境関連部局，教育委員会などによって構成される「（仮称）環境学習推進委員会」を設置し，本指針に基づく環境学習施策の総合調整を行うとともに，市における環境学習施策の点検・評価のほか，これからの環境学習施策についての検討を行います。

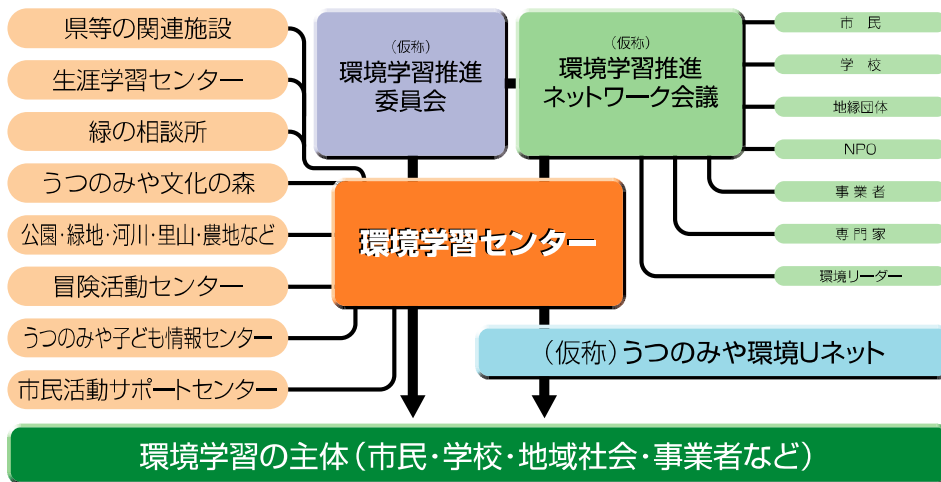
なお，本検討に関しては，毎年発行する環境状況報告書に反映させていきます。



■本市の望ましい環境学習事業の展開イメージ

パートナーシップによる環境学習事業を推進するためには、様々な指導者や学習主体が相互に参画・連携する仕組みが成熟することにより、将来的には（仮称）環境学習推進ネットワーク会議が環境学習センターの事業企画や事業運営を担い、効果的な環境学習事業を展開していくことが望まれます。

●環境学習推進のための体制イメージ図



資料編

アンケート調査の概要

1. 市民アンケート

1) 調査設計

- (1) 調査地域 宇都宮市全域
- (2) 調査対象 市内在住の満 20 歳以上の市民
- (3) 標本数 2,000 人及び環境モニター 30 人
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出。環境モニターは悉皆調査
- (5) 調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- (6) 調査期間 平成 14 年 9 月 25 日（水）～10 月 10 日（木）

2) 回収結果

	A.標本数	B.無効標本数	C.最終標本数 (A-B)	D.回収数	E..有効回収数	F.有効回収率 (E/C*100)
一般市民	2,000	11	1,989	564	564	28.4%
モニター	30	0	30	23	23	76.7%
合計	2,030	11	2,019	587	587	29.1%

※無効標本数とは宛先不明で調査票不着となったもの

2. 学校アンケート

1) 調査設計

- (1) 調査地域 宇都宮市全域
- (2) 調査対象 宇都宮市内の小学校・中学校・高等学校
- (3) 標本数 小学校 59 校、中学校 21 校、高等学校 15 校
- (4) 抽出方法 悉皆調査
- (5) 調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- (6) 調査期間 平成 14 年 10 月 24 日（木）～11 月 8 日（金）

2) 回収結果

	A.標本数	B.回収数	C.有効回収率 (B/A*100)
小学校	59	46	78.0%
中学校	21	20	95.2%
高等学校	15	12	80.0%
合計	95	78	82.1%

3. 事業者アンケート

1) 調査設計

- (1) 調査地域 宇都宮市全域
- (2) 調査対象 宇都宮市内の従業員規模 10 人以上の事業者
- (3) 標本数 200 社
- (4) 抽出方法 事業所台帳より無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- (6) 調査期間 平成 14 年 10 月 24 日（木）～11 月 8 日（金）

2) 回収結果

	A.標本数	B.無効標本数	C.最終標本数 (A-B)	D..有効回収 数	E.有効回収率 (D/C*100)
事業者	200	3	197	100	50.8%

※無効標本数とは宛先不明で調査票不着となったもの

アンケート調査の結果

1. 市民アンケート

回答者の属性

地区別	回答数	比率(%)
北西部	61	10.4
中央	274	46.7
東部	72	12.3
南部	180	30.7
合計	587	100.0

男女別	回答数	比率(%)
女性	365	62.2
男性	220	37.5
不明	2	0.3
合計	587	100.0

年齢別	回答数	比率(%)
20歳代	69	11.8
30歳代	109	18.6
40歳代	101	17.2
50歳代	141	24.0
60歳代以上	165	28.1
不明	2	0.3
合計	587	100.0

問1 環境について、あなたが関心があるのはどんなことですか（5つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
空気の汚れ	302	51.4
水の汚れ	316	53.8
土の汚染	121	20.6
騒音や悪臭	148	25.2
化学物質	113	19.3
ごみ・リサイクル	326	55.5
産業廃棄物	230	39.2
資源・エネルギー	110	18.7
水源や水資源	101	17.2
地球温暖化など	323	55.0
途上国など他国の環境問題	30	5.1
身近な自然や緑	179	30.5
宇都宮の歴史や文化	41	7.0
街並みや景観	70	11.9
食や農林業問題	164	27.9
環境に配慮した消費行動	82	14.0
行政の環境施策	76	12.9
工場や企業の環境意識・環境配慮行動	83	14.1
特にない	2	0.3
その他	6	1.0
未記入	1	0.2
合計	2,824	481.1

問2 環境問題に関心をもったきっかけは何ですか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
新聞・テレビなどを通じて	522	88.9
広報うつのみやを見て	138	23.5
本や雑誌を読んで	260	44.3
講演会・シンポジウムを通じて	46	7.8
学校で勉強して	21	3.6
施設見学や現場を見て	78	13.3
家族や友人を通じて	121	20.6
身近に環境問題が起きたことを通じて	206	35.1
環境団体や消費者団体を通じて	41	7.0
なんとなく	49	8.3
その他	42	7.2
未記入	3	0.5
合計	1,527	260.1

問3 環境問題の解決を図るためには、どのような取組が必要だと思いますか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
規制・監視の強化	260	44.3
環境教育・環境学習の充実	378	64.4
環境を重視した企業・経済活動	204	34.8
国が社会的制度を整備	98	16.7
環境に負担をかけない生活	302	51.4
企業などが環境保全技術を開発	215	36.6
行政がボランティア活動などを支援	154	26.2
開発途上国などへの国際協力の推進	22	3.7
わからない	4	0.7
その他	9	1.5
未記入	5	0.9
合計	1,651	281.3

問4 環境学習という言葉聞いたことがありますか

選択肢	回答数	比率(%)
聞いたことがある	277	47.2
聞いたことがない	268	45.7
未記入	42	7.2
合計	587	100.0

問5 環境学習についてどのような経験がありますか（複数回答）

選択肢	回答数	比率(%)
学校の授業で学習した	81	13.8
家庭や職場で話合った	226	38.5
講演会や学習会などに参加した	96	16.4
職場での研修などに参加した	70	11.9
リサイクルなど地域の活動に参加した	150	25.6
環境団体やグループなどで活動した	43	7.3
書籍や雑誌などで勉強した	115	19.6
インターネットで情報を入手した	35	6.0
特にしていない	162	27.6
その他	8	1.4
未記入	39	6.6
合計	1,025	174.6

問6-1 市で行っている環境学習に関する事業のうち、知っているものを教えてください（複数回答）

選択肢	回答数	比率(%)
こどもエコクラブの活動	79	13.5
自然観察会の開催	160	27.3
緑化講演会の開催	142	24.2
森林ボランティアの育成	130	22.1
緑化ボランティア養成講座の開催	61	10.4
親子森林体験教室の開催	101	17.2
生ごみリサイクルの普及	315	53.7
環境家計簿の普及	44	7.5
グリーントラスト運動の推進	101	17.2
文化財めぐりと遺跡発掘説明会の開催	184	31.3
宇都宮市民大学の開催	233	39.7
環境未来館の設置	156	26.6
市民活動サポートセンターの設置	40	6.8
冒険活動センターの設置	212	36.1
合計	1,958	333.6

問6-2 市で行っている環境学習に関する事業のうち、参加したことがあるものを教えてください（複数回答）

選択肢	回答数	比率(%)
こどもエコクラブの活動	7	1.2
自然観察会の開催	17	2.9
緑化講演会の開催	18	3.1
森林ボランティアの育成	2	0.3
緑化ボランティア養成講座の開催	4	0.7
親子森林体験教室の開催	2	0.3
生ごみリサイクルの普及	42	7.2
環境家計簿の普及	8	1.4
グリーントラスト運動の推進	9	1.5
文化財めぐりと遺跡発掘説明会の開催	27	4.6
宇都宮市民大学の開催	16	2.7
環境未来館の設置	46	7.8
市民活動サポートセンターの設置	8	1.4
冒険活動センターの設置	59	10.1
合計	265	45.1

問7 環境学習を市民一人ひとりに広め、より効果的に進めていくために、市の施策としてどんなことを望みますか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
相談窓口の設置	159	27.1
環境学習センターの充実	132	22.5
環境学習の情報提供	191	32.5
市の環境情報を手軽に知る仕組みづくり	94	16.0
学校教員に対する研修	187	31.9
人材育成と地域への派遣	99	16.9
観察会や講演会の開催	173	29.5
教材・資料の作成・配布	148	25.2
道具・資材の貸し出し	52	8.9
ネットワークづくり	77	13.1
市民団体などへの支援	144	24.5
特になし	11	1.9
その他	14	2.4
未記入	40	6.8
合計	1,521	259.1

問8 以下の取組は、それぞれどの程度重要だと思いますか

問8(1) 学校教育で環境学習の授業を多く行う

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	327	55.7
やや重要	185	31.5
どちらともいえない	38	6.5
重要でない	3	0.5
未記入	34	5.8
合計	587	100.0

問8(2) 家庭で環境に配慮した態度や習慣を身につける

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	383	65.2
やや重要	143	24.4
どちらともいえない	27	4.6
重要でない	0	0.0
未記入	34	5.8
合計	587	100.0

問8(3) 地域で自主的な環境学習をさまざまな人々が行う

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	136	23.2
やや重要	262	44.6
どちらともいえない	131	22.3
重要でない	5	0.9
未記入	53	9.0
合計	587	100.0

問8(4) 企業が従業員の環境学習に積極的に取り組む

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	305	52.0
やや重要	166	28.3
どちらともいえない	66	11.2
重要でない	5	0.9
未記入	45	7.7
合計	587	100.0

問8(5) 行政が市民などの自主的な環境学習を支援する

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	236	40.2
やや重要	242	41.2
どちらともいえない	60	10.2
重要でない	5	0.9
未記入	44	7.5
合計	587	100.0

問8(6) 行政が環境学習や普及啓発をもっと充実させる

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	244	41.6
やや重要	238	40.5
どちらともいえない	56	9.5
重要でない	8	1.4
未記入	41	7.0
合計	587	100.0

2. 学校アンケート

回答者の属性

学校区分	回答数	比率(%)
小学校	46	59.0
中学校	20	25.6
高等学校	12	15.4
合計	78	100.0

問1 教育目標などに環境教育をどのように示していますか

選択肢	回答数	比率(%)
目標に示し、具体化の全体計画を作成	37	47.4
目標に示すが、全体計画は未作成	19	24.4
示していないが今後は検討	11	14.1
示していない	9	11.5
その他	0	0.0
不明	2	2.6
合計	78	100.0

問2 校務分掌に環境教育担当を位置付けていますか

選択肢	回答数	比率(%)
位置づけている	65	83.3
現在は位置づけていないが今後はしたい	4	5.1
位置づけていない	8	10.3
その他	1	1.3
不明	0	0.0
合計	78	100.0

問3 環境教育をどう進めていますか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
年間計画で全校的な取組を行っている	33	42.3
学年指定で計画的に行っている	13	16.7
教科指定で計画的に行っている	12	15.4
各教科に関連させ意識的に行っている	40	51.3
教師が個人・グループで進めている	10	12.8
全校的な研究会・学習会がある	1	1.3
有志による研究会・学習会がある	0	0.0
特に何もしていない	3	3.8
その他	4	5.1
不明	0	0.0
合計	116	148.7

問4 思い浮かぶ環境教育の指導内容は何ですか（5つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
自然の仕組みや成り立ちの学習	8	10.3
社会のしくみや成り立ちの学習	1	1.3
地域の動植物や地形などの学習	5	6.4
地域の文化・歴史や生活習慣などの学習	1	1.3
地球的規模の環境問題の学習	43	55.1
地域や国内の環境問題の学習	23	29.5
人間と環境とのかかわりの学習	45	57.7
資源・エネルギーに関する学習	27	34.6
環境に配慮した生活の仕方の学習	48	61.5
自然とのふれあい活動	24	30.8
緑を増やす活動	8	10.3
動植物の飼育栽培活動	12	15.4
ごみの分別やりサイクル活動	58	74.4
地域の美化・清掃活動	33	42.3
地域の環境調査	18	23.1
標語や作文、ポスターの制作	4	5.1
環境に関する施設の見学	10	12.8
その他	0	0.0
不明	2	2.6
合計	370	474.4

問5 教科、総合的な学習の時間、特別活動別に、平成13年度以降に指導したことのある内容をすべて選んでください

選択肢	教科		総合的な学習の時間		特別活動	
	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)	回答数	比率(%)
自然の仕組みや成り立ちの学習	51	65.4	8	10.3	2	2.6
社会のしくみや成り立ちの学習	44	56.4	8	10.3	3	3.8
地域の動植物や地形などの学習	42	53.8	23	29.5	4	5.1
地域の文化・歴史や生活習慣の学習	41	52.6	30	38.5	3	3.8
地球的規模の環境問題の学習	48	61.5	21	26.9	5	6.4
地域や国内の環境問題の学習	52	66.7	27	34.6	1	1.3
人間と環境とのかかわりの学習	50	64.1	22	28.2	6	7.7
資源・エネルギーに関する学習	55	70.5	15	19.2	1	1.3
環境に配慮した生活の仕方の学習	48	61.5	25	32.1	4	5.1
自然とのふれあい活動	32	41.0	21	26.9	29	37.2
緑を増やす活動	10	12.8	9	11.5	28	35.9
動植物の飼育栽培活動	23	29.5	16	20.5	42	53.8
ごみの分別やりサイクル活動	34	43.6	32	41.0	36	46.2
地域の美化・清掃活動	5	6.4	14	17.9	51	65.4
地域の環境調査	10	12.8	26	33.3	3	3.8
標語や作文、ポスターの制作	21	26.9	8	10.3	19	24.4
環境に関する施設の見学	29	37.2	16	20.5	9	11.5
合計	595	762.8	321	411.5	246	315.4

問6 平成13年度以降、教員に対し環境教育に関する校内研修を行ったことがありますか

選択肢	回答数	比率(%)
実施した（予定含む）	8	10.3
実施していない	69	88.5
不明	1	1.3
合計	78	100.0

問7 環境教育をより推進していく上での障害は何ですか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
国などの方針が明確でない	9	11.5
体系的な指導要領やカリキュラムがない	37	47.4
教材や学習プログラムが不十分である	33	42.3
割ける時間が不足している	45	57.7
予算が不十分である	20	25.6
地域の環境等の環境情報が不足している	19	24.4
教員の指導力が不十分である	18	23.1
ほかに優先する教育課題がある	20	25.6
特に障害はない	3	3.8
その他	2	2.6
不明	0	0.0
合計	206	264.1

問8 学校における環境教育を進めるために、市の施策として何を望みますか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
教員向け研修会の開催	24	30.8
協力者や講師の紹介・派遣	38	48.7
市の環境情報を手軽に知る仕組みづくり	29	37.2
副読本・パンフなど教材の提供	34	43.6
環境教育に関するモデル校の指定	7	9.0
実践事例やプログラム集の提供	27	34.6
地域と学校との融合を支援	30	38.5
学校での環境教育を市民に知ってもらう機会づくり	6	7.7
学校間のネットワークづくり	3	3.8
NPO、地域、企業とのネットワーク	16	20.5
特にない	1	1.3
その他	2	2.6
不明	0	0.0
合計	217	278.2

問9 環境学習センターの利用状況をお聞きます

選択肢	回答数	比率(%)
知っており、利用したことがある	31	39.7
知っているが、利用したことはない	40	51.3
知らなかった	7	9.0
不明	0	0.0
合計	78	100.0

問10 以下の取組は、それぞれどの程度重要だと思いますか

問10(1) 学校教育で環境学習の授業を多く行う

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	28	35.9
やや重要	40	51.3
どちらともいえない	9	11.5
重要でない	0	0.0
未記入	1	1.3
合計	78	100.0

問10(2) 家庭で環境に配慮した態度や習慣を身につける

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	63	80.8
やや重要	15	19.2
どちらともいえない	0	0.0
重要でない	0	0.0
未記入	0	0.0
合計	78	100.0

問10(3) 地域で自主的な環境学習をさまざまな人々が行う

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	28	35.9
やや重要	40	51.3
どちらともいえない	10	12.8
重要でない	0	0.0
未記入	0	0.0
合計	78	100.0

問10(4) 企業が従業員の環境学習に積極的に取り組む

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	42	53.8
やや重要	26	33.3
どちらともいえない	9	11.5
重要でない	0	0.0
未記入	1	1.3
合計	78	100.0

問10(5) 行政が市民などの自主的な環境学習を支援する

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	50	61.1
やや重要	27	34.6
どちらともいえない	0	0.0
重要でない	0	0.0
未記入	1	1.3
合計	78	100.0

問10(6) 行政が環境学習や普及啓発をもっと充実させる

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	40	51.3
やや重要	31	39.7
どちらともいえない	6	7.7
重要でない	0	0.0
未記入	1	1.3
合計	78	100.0

3. 事業者アンケート

回答者の属性

業種	回答数	比率(%)
農林水産業	1	1.0
鉱業	0	0.0
建設業	9	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3.0
運輸・通信業	5	5.0
卸売・小売業、飲食店	31	31.0
金融・保険業	7	7.0
不動産業	0	0.0
サービス業	17	17.0
製造業	22	22.0
その他	3	3.0
不明	2	2.0
合計	100	100.0

従業員数	回答数	比率(%)
100人未満	56	56.0
100人～1,000人未満	35	35.0
1,000人以上	7	7.0
不明	2	2.0
合計	100	100.0

問1 事業所の環境への取組と事業活動のあり方をどう思いますか

選択肢	回答数	比率(%)
ビジネスチャンスである	5	5.0
社会貢献の一つである	49	49.0
法規制などをクリアするレベルでよい	1	1.0
企業業績を左右する重要な要素である	18	18.0
企業の最も重要な戦略の一つである	22	22.0
その他	2	2.0
不明	3	3.0
合計	100	100.0

問2 以下の環境配慮の事業活動は、どの程度重要だと考えますか

問2(1) 環境への悪影響や公害の防止・低減

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	81	81.0
やや重要	15	15.0
どちらともいえない	1	1.0
重要でない	0	0.0
不明	3	3.0
合計	100	100.0

問2(2) 環境にやさしい商品の開発・販売

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	50	50.0
やや重要	40	40.0
どちらともいえない	7	7.0
重要でない	2	2.0
不明	1	1.0
合計	100	100.0

問2(3) 廃棄物の減量化、リサイクル等

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	74	74.0
やや重要	22	22.0
どちらともいえない	3	3.0
重要でない	0	0.0
不明	1	1.0
合計	100	100.0

問2(4) 資源やエネルギーの節約

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	73	73.0
やや重要	24	24.0
どちらともいえない	1	1.0
重要でない	0	0.0
不明	2	2.0
合計	100	100.0

問2(5) 環境に関する情報公開

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	44	44.0
やや重要	41	41.0
どちらともいえない	13	13.0
重要でない	0	0.0
不明	2	2.0
合計	100	100.0

問2(6) 地域の環境保全活動への参加等

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	24	24.0
やや重要	50	50.0
どちらともいえない	25	25.0
重要でない	0	0.0
不明	1	1.0
合計	0	100.0

問2(7) グリーン購入

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	22	22.0
やや重要	42	42.0
どちらともいえない	27	27.0
重要でない	4	4.0
不明	5	5.0
合計	100	100.0

問3 社会全体としてどのような取組が必要だと思いますか (3つまで選択)

選択肢	回答数	比率(%)
規制・監視の強化	36	36.0
環境教育・環境学習の充実	74	74.0
環境を重視した企業・経済活動	40	40.0
国が社会的制度を整備	35	35.0
環境に負担をかけない生活	41	41.0
企業などが環境保全技術を開発	40	40.0
行政がボランティア活動などを支援	25	25.0
開発途上国などへの国際協力の推進	3	3.0
わからない	0	0.0
その他	0	0.0
未記入	0	0.0
合計	294	294.0

問4 環境学習という言葉を知ったことがありますか

選択肢	回答数	比率(%)
聞いたことがある	50	50.0
聞いたことがない	47	47.0
不明	3	3.0
合計	100	100.0

問5 貴事業所が行っている環境学習をすべて挙げてください

選択肢	回答数	比率(%)
社内で講演会や研修会を開催	22	22.0
外部の研修会などに従業員を派遣	26	26.0
従業員用環境教育プログラムを保有	28	28.0
社内報などで環境意識を啓発	32	32.0
地域で環境学習や環境活動を実施	15	15.0
地域の環境活動に協力や支援	28	28.0
NPOなどの環境活動を支援	3	3.0
工場見学など学校の環境教育に協力	15	15.0
自社の環境活動情報を発信	18	18.0
環境マネジメントシステムを構築	28	28.0
特にしていない	35	35.0
その他	2	2.0
不明	4	4.0
合計	256	256.0

問6 従業員に対する環境学習を効果的に進めていくために、市の施策としてどんなことを望みますか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
事業所向けの研修会などを開催	35	35.0
他企業や内外の環境情報を提供	25	25.0
市の環境情報を手帳に知る仕組みづくり	39	39.0
社内研修用講師の紹介・派遣	13	13.0
事業所向けにパンフなど教材を提供	24	24.0
環境マネジメントシステム構築への支援	26	26.0
環境優良事業所の表彰制度の設立	19	19.0
事業所の活動をアピールする場づくり	18	18.0
ネットワークづくり	39	39.0
特にない	4	4.0
その他	1	1.0
不明	4	4.0
合計	247	247.0

問7 今後の従業員に対する環境学習に関して、どのようにお考えですか

選択肢	回答数	比率(%)
積極的に取り組みたい	39	39.0
取り組みたいが現状では難しい	42	42.0
取り組むつもりはない	2	2.0
わからない	13	13.0
その他	1	1.0
不明	3	3.0
合計	100	100.0

問8 問7で「積極的に」と回答した事業所におたずねします。具体的にはどのようなことを進めていきたいですか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
社内で講演会や研修会を開催	13	33.3
外部の研修会などに従業員を派遣	11	28.2
従業員用環境教育プログラムを構築	14	35.9
社内報などで環境意識を啓発	11	28.2
地域で環境学習や環境活動を実施	6	15.4
地域の環境活動に協力や支援	10	25.6
NPOなどの環境活動を支援	1	2.6
工場見学など学校の環境教育に協力	9	23.1
自社の環境活動情報を発信	12	30.8
環境マネジメントシステムを構築	10	25.6
その他	0	0.0
不明	2	5.1
合計	99	253.8

問9 問7で「積極的に」と回答した事業所におたずねします。従業員に対する環境学習にあたって関心のあるテーマは何ですか（3つまで選択）

選択肢	回答数	比率(%)
大気汚染・水質汚濁などの公害問題	9	23.1
化学物質	8	20.5
廃棄物・リサイクル	31	79.5
資源・エネルギー	14	35.9
自然環境	5	12.8
宇都宮市の環境問題全般	5	12.8
地球環境問題	6	15.4
環境マネジメント	11	28.2
消費者などの環境意識・環境行動	3	7.7
自社の事業活動と環境とのかかわり	7	17.9
国や自治体の環境規制や環境政策	5	12.8
その他	0	0.0
不明	4	10.3
合計	108	276.9

問10 以下の取組は、それぞれどの程度重要だと思いますか

問10(1) 学校教育で環境学習の授業を多く行う

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	74	74.0
やや重要	24	24.0
どちらともいえない	1	1.0
重要でない	0	0.0
未記入	1	1.0
合計	100	100.0

問10(2) 家庭で環境に配慮した態度や習慣を身につける

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	79	79.0
やや重要	20	20.0
どちらともいえない	0	0.0
重要でない	0	0.0
未記入	1	1.0
合計	100	100.0

問10(3) 地域で自主的な環境学習をさまざまな人々が行う

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	27	27.0
やや重要	44	44.0
どちらともいえない	25	25.0
重要でない	2	2.0
未記入	2	2.0
合計	100	100.0

問10(4) 企業が従業員の環境学習に積極的に取り組む

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	36	36.0
やや重要	43	43.0
どちらともいえない	18	18.0
重要でない	1	1.0
未記入	2	2.0
合計	100	100.0

問10(5) 行政が市民などの自主的な環境学習を支援する

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	36	36.0
やや重要	44	44.0
どちらともいえない	16	16.0
重要でない	1	1.0
未記入	3	3.0
合計	100	100.0

問10(6) 行政が環境学習や普及啓発をもっと充実させる

選択肢	回答数	比率(%)
非常に重要	38	38.0
やや重要	44	44.0
どちらともいえない	14	14.0
重要でない	1	1.0
未記入	3	3.0
合計	100	100.0

策 定 体 制

1. 庁内体制

○環境学習基本指針策定委員会

- ・構成 関係部次長，課長
- ・役割 環境学習基本指針原案の検討及び決定を行う。

○環境学習基本指針策定作業部会

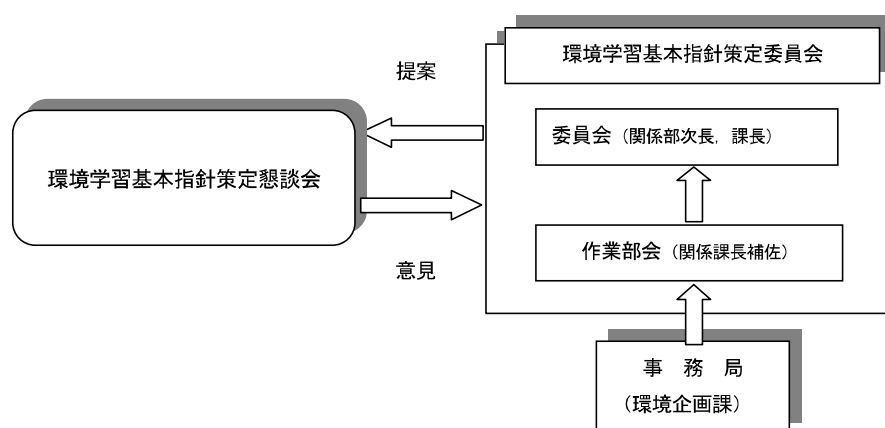
- ・構成 関係課長補佐
- ・役割 環境学習基本指針素案，原案の作成及び調整を行う。

2. 懇談会の設置

○環境学習基本指針策定懇談会

- ・構成 学識経験者，教育関係者，事業者，環境関連団体，市民団体
- ・役割 環境学習基本指針の策定に係る有識者の意見を聴取する。

【策定体制の関係図】



宇都宮市環境学習基本指針策定委員会設置要領

(設 置)

第1条 本市における環境学習の総合化や体系化を図るとともに、環境学習推進のための基本方針や具体的な施策を示すことを目的とした宇都宮市環境学習基本指針の策定に際し、必要な事項を検討するため、宇都宮市環境学習基本指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所轄事務)

第2条 委員会の所轄事務は、次のとおりとする。

環境学習基本指針の原案の検討及び決定に関する事項

その他、環境学習基本指針の策定に関する必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、環境部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を総理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 次に掲げる事務を分掌させるため、委員会に作業部会を置く。

環境学習基本指針の素案、原案の作成及び調整に関する事項

その他、環境学習基本指針の策定に関する必要な事項

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、環境課長をもって充てる。

4 副部会長は、環境学習センター所長をもって充てる。

5 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 作業部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、環境部環境企画課において処理する。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年 8月 1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

【委員会】

委員長	環境部長	
委員	市民生活部	次 長
		自治振興課長
	保健福祉部	次 長
		児童福祉課長
	環境部	次 長
		環境保全課長
		資源循環推進課長
	商工部	次 長
		商業観光課長
		工業課長
	農務部	次 長
		農政課長
		農林振興課長
	都市開発部	次 長
		公園緑地課長
	教育委員会事務局	教育次長
		学校教育課長
		生涯学習課長

別表第2（第5条関係）

【作業部会】

部 会 長	環境課長	
副 部 会 長	環境学習センター所長	
部 会 員	市民生活部	自治振興課長補佐
	保健福祉部	児童福祉課長補佐
	環境部	環境保全課長補佐
		資源循環推進課長補佐
	商工部	商業観光課長補佐
		工業課長補佐
	農務部	農政課長補佐
		農林振興課長補佐
	都市開発部	公園緑地課長補佐
	教育委員会事務局	学校教育課長補佐
		生涯学習課長補佐

宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会設置要領

(設 置)

第1条 本市における環境学習の総合化や体系化を図るとともに、環境学習推進のための基本方針や具体的な施策を示すことを目的とした宇都宮市環境学習基本指針の策定に際し、広く各層からの意見を指針に反映するため、宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 懇談会は委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 環境関連団体を代表する者
- (5) 市民団体を代表する者

(任 期)

第3条 懇談会の委員の任期は、委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 懇談会の庶務は、環境部環境企画課において処理する。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年 8月30日から施行する。

宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会委員

平成15年3月現在 (敬称略)

氏 名	役 職 等	区 分	備 考
陣 内 雄 次	宇都宮大学教育学部助教授	学識経験者	会 長
石 原 栄 子	作新学院大学女子短期大学部助教授	学識経験者	
上 野 弘 一	宇都宮市立平石北小学校長	教育関係者代表	
大 越 浩 子	宇都宮市立若松原中学校長	教育関係者代表	
高 橋 啓 子	商工会議所女性部常任理事	事業者代表	
三 宅 徹 治	富士重工業(株)宇都宮製作所 総務部長	事業者代表	
青 木 章 彦	環境教育ネットワークとちぎ代表	環境関連団体代表	
谷田部 智 久	自然教室センス・オブ・ワンダー 北関東支部 事務局長	環境関連団体代表	
神 宮 由美子	宇都宮市生活学校連絡協議会会長	市民団体代表	副会長

策 定 経 過

1. 事業経過

年 月	事 項	主な内容
平成 14 年 8 月	○第 1 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会作業部 会	・環境学習基本指針について ・環境学習に関する意識調査の実施について
	●第 1 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会	
9 月	◎第 1 回 宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会	・環境学習の現状等に関する意見交換
9 月～11 月	□環境学習意識調査	・市民アンケート（2,000 人） ・学校アンケート（95 校） ・事業者アンケート（200 社）
11 月	○第 2 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会作業部 会	・環境学習の現状と課題について ・環境学習の目標について
12 月	□市民団体ヒアリング	・市民団体（10 団体）
	○第 3 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会作業部 会	・アンケート調査結果の概要について ・環境学習基本指針の骨子について
	●第 2 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会	
	◎第 2 回 宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会	・アンケート調査結果の概要について ・環境学習基本指針の骨子について
平成 15 年 2 月	○第 4 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会作業部 会	・環境学習推進施策について ・環境学習の総合的な推進について ・推進体制について
	●第 3 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会	・環境学習推進施策について ・環境学習の総合的な推進について ・推進体制について
	◎第 3 回 宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会	
3 月	○第 5 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会作業部 会	・宇都宮市環境学習基本指針（案）について
	◎第 4 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会懇談会	
	●第 4 回 宇都宮市環境学習基本指針策定委員会	・宇都宮市環境学習基本指針（案）について

2. 懇談会意見の概要

本指針の策定に当たっては、有識者の意見を聴取し、指針への反映を図るため、4回にわたり懇談会を開催しました。

懇談会では、委員のそれぞれの専門の立場から、主に次のような意見が寄せられました。

○指針全体

- ・この指針では「宇都宮モデル」を示したい。学習指針である以上、普遍的に網羅しなければならない項目も当然あるが、その中で宇都宮らしさ、宇都宮の環境の現状をきちっと把握したものとしていきたいと考えている。
- ・「環境」・「学習」ということでは、いろんな主体、いろんな立場の人たちが連携していくことが求められ、特に、活動テーマをもった市民グループのような「テーマ型グループ」と自治会などの「地縁型グループ」の連携が重要であるが、これがどこでもうまくいっていない。そういうものを考えていかなければ環境学習そのものも広がっていかない。
- ・宇都宮市という県庁所在都市としての責任も指摘したい。宇都宮市で働いている方は、ここ（宇都宮市）に住んでいなくても、年間かなりの時間を過ごしていることになる。こういう人たちは宇都宮で働くことで環境への意識を高め、自分の住んでいる地域に帰ったときに地域のリーダーとして活躍できるようになる。このような広域的責任についても宇都宮市の環境学習指針の中に盛り込めれば、と考えている。
- ・幼児期からの学習体系といったものを考えるときに重要なのは、子どもたちに何を教えるかという学習体系ではなくて、子どもをとりまく大人（親・先生・地域の人など）が何を行動するかという視点である。その行動のなかに子どもが一緒に参加することによって、子どもの体・心に沁みしていく体験活動を学習指針に盛り込んでいければ、と考えている。
- ・学校が完全5H制になったことにより、かえって子どもたちが忙しくなってしまう、（私たち教師も含めて）ゆとり感がなくなっている。本来は土日の休みには地域の環境にふれあうのが理想であるが、そうはいかないのが現状である。小学生のうちに自然とふれあう経験・体験をし、豊かな感受性を育むことは大切であり、その意味でも、環境教育を重視していかなければならないと考えている。

○第1章 環境学習基本指針策定の意義

- ・「なぜ環境学習が必要か？」という表現が欲しい気がする。目標があり、その目標を克服・達成するための手段として環境学習が存在するのだ、という構成にしてみてもどうか？
- ・「持続可能性」という言葉については是非謳っていただきたい。自分たちの生活、暮らし、すべてのものにおける持続可能性をどのように実現していくのか、ということをも理念として触れていただきたい。
- ・「各主体」という言葉が何をさしているのか明確にすべきである。

○第2章 環境学習の現状と課題

- ・市の事業で数量的なデータを示すことも必要ではあるが、その事業の内容や質を把握するため、連続的なもの（しっかりプログラムを組んで展開されるもの）と単発のもの（イベント的なもの）を分けて、分析する必要がある。
- ・各主体のアンケート調査の結果について述べられているが、各主体の回答分析だけでなく、全体を通した回答分析、考察も必要である。

○第3章 環境学習の目標と主体別の役割

- ・子どもに対する教育もちろん大切であるが、今、一番なくてはならないのは大人に対しての教育である。大人がしっかりすれば、おのずと子どももしっかりするはず。その観点をもう少し明確する必要がある。

- ・我が校の生徒は1年間毎日、大人の捨てたタバコの吸殻を掃除している。これでは、大人と子どもが逆である。やはり、大人の意識改革が必要である。
- ・家庭における環境学習について、「実際に誰がやるのか？」という部分をもっと整理する必要がある。
- ・教育現場では、既に多くの取組がされている。指針では、新たな取組というよりも、現に取り組んでいることが環境学習につながるのだという整理ができれば、現場でも混乱なく活用できる。
- ・宇都宮市の環境の特徴とも言える「農業」について、「自然」という言葉とひとくくりで片付けてしまっていないのであろうか。農業体験という具体的な表現が必要である。
- ・「事業者」の役割についてであるが、事業者はやはり業績を第一に考えるものである。市内の事業者の大多数を占める零細企業へもPRできるような表現をお願いしたい。
- ・行政の支援で、「資金の提供」がぬけている。支援の側面として、資金の提供をするということはとても重要なポイントであり、盛り込む必要がある。

○第4章 環境学習推進施策

- ・「ごみゼロの日」、「環境の日」は、未だに市民の認識が低いことから、より一層啓発していくべきである。
- ・リーダーの育成は必要であるが、もう少し踏み込んで、リーダーのボトムアップ、レベルアップということも視野に入れるべきである。
- ・指導者・リーダー育成プログラム等に参加するのは、ほんの一部の市民であり、実際は参加しない人の方が圧倒的多数である。そういう人への教育が何よりも大切である。
- ・環境学習の場と機会の充実につながる取組として、企業における実践活動を紹介してみてもどうか。
- ・各主体の環境学習に関する実践活動への支援策として、活動事例の発表の場を提供することも重要であるが、同時に「誉める」ということも効果的である。表彰制度などを盛り込んでどうか。

○第5章 環境学習の総合的な推進

- ・環境学習センターの活用は行政主導で行うべきではないと思っている。各主体には、行政サイドでは理解できない「立場」や「限界」というものがある。
- ・「(仮称) うつのみや環境Uネット」については、国内で参考にさせていただきたい先進事例もあるが、その運営に関しては多額の資金がかかっている、ということもあわせてお知らせしておきたい。システムの開設に当たっては、お金をかけないで継続して情報提供できるしくみ、言い換えれば、一般市民を巻き込んで「自己増殖」できるようなシステムにすることが肝要だと思われる。

○第6章 推進体制

- ・計画は作っただけで終わりではない。環境学習指針を策定した後、どのように実効性を担保していくのか。きちっとした工程管理を「どういう基準で」「誰が」やっていくかを盛り込む必要がある。
- ・環境学習推進のイメージ図については、環境学習を推進する上での理想的な体系図であるが、これを実現するためには時系列的にどのようなステップを踏み、どのようなことをやっていけばいいのかを読み手にイメージさせる文章を、指針中というのではなく、参考資料の中にでも掲載することができれば、とても理解しやすいものになるのではないだろうか。

○その他

- ・指針の策定はゴールではなくスタートである。策定だけでなく、出席の委員の皆さんを始めとする「キーとなる人材・団体」に積極的に働きかけを行ない、いかにして「実行」していけるかが課題となる。そのための協力も喜んでさせていただきたいと思っている。

宇都宮市環境学習基本指針

平成15年3月

発 行 ● 宇都宮市

編 集 ● 宇都宮市環境部環境企画課

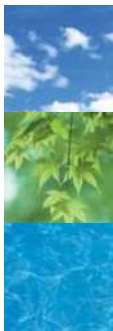
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL.028-632-2404 FAX.028-635-4922

<http://www.cityoffice.city.utsunomiya.tochigi.jp/>



●この印刷物は、大豆油インク及び、古紙配合率100%再生紙を使用しています。



宇都宮市 環境学習 基本指針

宇都宮市

